

租税特別措置法等の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（抄）	1
○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	2
○ 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（抄）	4
○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	5
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）による改正後）（抄）	5
○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）による改正前）（抄）	6
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	6
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	7
○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（地域再生法の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	7
○ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）	7
○ 都市の低炭素化の促進に関する法律案（抄）	8
○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）	8
○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）による改正後）（抄）	10

○ 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) (抄)	12
○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成八年法律第四十七号) (森林法の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第二十号) による改正後) (抄)	12
○ 森林の保健機能の増進に関する特別措置法 (平成元年法律第七十一号) (森林法の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第二十号) による改正後) (抄)	12
○ 会社法 (平成十七年法律第八十六号) (抄)	13
○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭和四十二年法律第百十号) (抄)	13
○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成十一年法律第百十七号) (抄)	14
○ 塩事業法 (平成八年法律第三十九号) (抄)	14
○ 関税定率法 (明治四十三年法律第五十四号) (抄)	14
○ 内航海運業法 (昭和二十七年法律第百五十一号) (抄)	20
○ 海上運送法 (昭和二十四年法律第百八十七号) (抄)	20
○ 鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号) (抄)	21
○ 航空法 (昭和二十七年法律第百三十一号) (抄)	21
○ 道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) (抄)	22
○ 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) (抄)	24
○ 貨物利用運送事業法 (平成元年法律第八十二号) (抄)	25

○ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）	25
○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）	25
○ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）	26
○ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（租税特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	26
○ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（租税特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	27
○ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）（租税特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	28
○ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（租税特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	29
○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（租税特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	30
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（租税特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	31
○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十号）（租税特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	32
○ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）	33
○ 福島復興再生特別措置法案（抄）	33
○ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第一百三十三号）（抄）	34
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	35
○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案による改正前）（抄）	36

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（抄）	36
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）（抄）	38
○ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）（抄）	38
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）（抄）	39
○ 昭和二十九年条約第六号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書）（昭和二十九年条約第六号）（抄）	40
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）（抄）	40

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 省 略

3 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

4 省 略

（調達価格及び調達期間）

第三条 省 略

2 調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の状況、第六条第一項の認定に係る発電（同条第四項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。）に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「認定発電設備」という。）を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（以下「特定供給者」という。）が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 省 略

（再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等）

第六条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること。
- 二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2 省 略

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 省 略

三 附則第三条及び第四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

第三条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、同条第一項の認定を受けることができる。

2 前項の規定により認定を受けたときは、この法律の施行の日において第六条第一項の規定により認定を受けたものとみなす。

○沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（観光地形成促進計画の作成等）

第六条 省 略

2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 省 略

二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域

三 省 略

3 8 省 略

（観光地形成促進計画の実施状況の報告等）

第七条 沖繩県知事は、前条第五項の規定により提出された観光地形成促進計画（その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出があったときは、その変更後のもの。以下「提出観光地形成促進計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 省 略

（課税の特例）

第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖繩県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 省 略

（情報通信産業振興地域の指定）

第二十八条 主務大臣は、沖繩県知事の申請に基づき、沖繩振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。

2 5 省 略

（情報通信産業特別地区の指定）

第二十九条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業振興地域のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を情報通信産業特別地区として指定することができる。

2・3 省 略

4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、情報通信産業特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、情報通信産業特別地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該情報通信産業特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(情報通信産業特別地区における事業の認定)

第三十条 情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2・4 省 略

(産業高度化・事業革新促進計画の作成等)

第三十五条 省 略

2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 省 略

二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域

三 省 略

3・7 省 略

(産業高度化・事業革新促進計画の実施状況の報告等)

第三十五条の二 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出された産業高度化・事業革新促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があったときは、その変更後のもの。以下「提出産業高度化・事業革新促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 省 略

(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)

第三十五条の三 省 略

2・4 省 略

5 前項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画(以下「認定産業

高度化・事業革新措置実施計画」という。)の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

6・7 省 略

(国際物流拠点産業集積地域の指定)

第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を国際物流拠点産業集積地域として指定することができる。

2・5 省 略

第四十四条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において前条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた法人で当該区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営むものは、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を併せて受けることができる。

2・3 省 略

○沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(抄)

附 則

第三条 省 略

2 施行日の前日において同意情報通信産業振興計画に定められている情報通信産業振興地域は、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに、新法第二十八条第一項の規定による指定があった場合には、その指定があった日の前日)までの間は、同項の規定により指定された情報通信産業振興地域とみなす。

3 施行日の前日において同意情報通信産業振興計画に定められている情報通信産業特別地区(以下「旧情報通信産業特別地区」という。)は、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに、新法第二十九条第一項の規定による指定があった場合には、その指定があった日の前日)までの間は、同項の規定により指定された情報通信産業特別地区とみなす。

4 施行日の前日において旧法第四十一条第一項の規定により指定されている自由貿易地域及び旧法第四十二条第一項の規定により指定されている特別自由貿易地域であって、新法第四十二条第一項の政令で定める要件を備えていないものとして内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する地域以外の地域は、施行日に同項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域とみなす。

5 省 略

第四条 施行日の前日において旧法第三十条第一項の認定を受けている法人は、前条第三項の規定により、当該法人がその区域内において設立された旧情報通信産業特別地区が新法第二十九条第一項の規定により指定された情報通信産業特別地区とみなされる間は、新法第三十条第一項の認定を受けたものとみなす。

2 省 略

3 施行日の前日において旧法第四十二条第一項の規定により指定されている特別自由貿易地域（前条第四項の規定により内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する地域を除く。）における事業について旧法第四十四条第一項の認定を受けている法人（新法第三条第十二号に規定する特定国際物流拠点事業を営むものに限る。）は、新法第四十四条第一項の認定を受けたものとみなす。

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（整備計画）

第十九条の二 省 略

29 省 略

10 協議会は、整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

11 省 略

（民間都市再生事業計画の認定の特例）

第十九条の十 省 略

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二十項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する第二十条第一項の認定があったものとみなす。

○健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一

部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）による改正後）（抄）

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

○生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）による改正

前）（抄）

（介護扶助）

第十五条の二 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第八号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。第六項において同じ。）に対して、第五号から第八号までに掲げる事項の範囲内において行われる。

一 三 省略

四 施設介護

五 八 省略

2・3 省略

4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十四項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十五項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十六項に規定する介護療養施設サービスをいう。

5・6 省略

○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

（兼営の認可）

第一条 銀行その他の金融機関（政令で定めるものに限る。以下「金融機関」という。）は、他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法（平成十六年法律第五百四十四号）第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務（政令で定めるものを除く。以下「信託業務」という。）を営むことができる。

一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業

二 信託受益権売買等業務（信託受益権の売買等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買等をいう。）を行う業務をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）

三 財産の管理（受託する信託財産と同じ種類の財産について、次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）

- 四 財産に関する遺言の執行
- 五 会計の検査
- 六 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介
- 七 次に掲げる事項に関する代理事務
 - イ 第三号に掲げる財産の管理
 - ロ 財産の整理又は清算
 - ハ 債権の取立て
 - ニ 債務の履行
- 2・3 省 略

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第五十八条 この節において「外国証券業者」とは、金融商品取引業者及び銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において有価証券関連業を行う者をいう。

○地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（地域再生法の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（報告の徴収）

第八条 内閣総理大臣は、第五条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 省 略

第十六条 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号ロに規定する内閣府令で定める事業を行う株式会社（地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当することについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けたものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）

(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定)

第七十八条 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

2・3 省 略

○都市の低炭素化の促進に関する法律案(抄)

(定義)

第二条 省 略

2 省 略

3 この法律において「低炭素建築物」とは、二酸化炭素の排出の抑制のための措置が講じられた建築物であつて、第五十五条第一項の認定を受けた第五十四条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画(変更があつたときは、その変更後のもの)に係るものをいう。

○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四

号)(抄)

(事業の範囲)

第九条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 三 省 略

四 大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業

イ 八 省 略

二 航空機騒音障害防止法第九条第一項の規定による同項に規定する建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第二項の規定による土地の買入れ並びに航空機騒音障害防止法第十条第一項の規定による損失の補償

ホ 省 略

五 七 省 略

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(事業の実施の特例)

第十二条 関西国際空港に係る第九条第一項第一号の事業のうち、国土交通大臣が関西国際空港の空港用地（以下単に「空港用地」という。）の維持その他の管理の特殊性その他の事情を勘案して、空港用地の適正かつ確実な管理の実施及び会社の経営基盤の強化を図るため空港用地の保有及び管理を会社以外の者に行わせる必要があると認めて告示した区域において行われるものは、当該事業に係る空港用地の保有及び管理（以下「特定空港用地保有管理事業」という。）について次に掲げるところに従って行われなければならない。

一 国土交通大臣が指定する株式会社（以下「指定会社」という。）が当該空港用地を保有し、その管理を行うこと。

二 指定会社は、当該空港用地を会社に貸し付けること。

2 省 略

第十五条 指定会社は、毎事業年度末において、空港用地の整備に要する費用の支出に備えるために必要な金額を、国土交通省令で定めるところにより、関西国際空港用地整備準備金として積み立てなければならない。

（指定の取消し）

第十六条 国土交通大臣は、指定会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項第一号の規定による指定を取り消すことができる。

一 特定空港用地保有管理事業を適正に行うことができないと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 第十三条第九項の規定による命令に違反したとき。

（民間資金法の特例等）

第二十九条 省 略

2 特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を有する者（以下「空港運営権者」という。）が第九条第一項第四号の事業を含む特定空港運営事業を実施する場合には、当該特定空港運営事業には、同号イからホまでの事業のいずれもが含まなければならない。この場合において、会社は、同項の規定にかかわらず、同号の事業を行わないものとする。

附 則

（承継方針）

第三条 省 略

2 省 略

3 承継方針は、関西空港会社の事業等のうち、空港用地の保有及び管理以外の事業並びに当該事業に係る権利及び義務を、次に掲げるところにより会社に承継させるよう定めなければならない。

一 関西空港会社を吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。）とし、会社を吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。）とする吸収分割によること。

二 省 略

4・5 省 略

○森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）による改正後）（抄）

（市町村森林整備計画）

第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならぬ。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続き次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならぬ。

2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 四 省略

五 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

六 九 省略

3 10 省略

（森林経営計画）

第十一条 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自ら森林の経営を行う森林であつてこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林の経営に関する計画（以下「森林経営計画」という。）を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 省略

3 森林経営計画には、森林の経営の受託その他の方法による森林の経営の規模の拡大の目標及び当該目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置を記載することができる。

4 省略

5 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。

二 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準

ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水

産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。

四 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。

五 第二項第四号又は第七号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第二十一条第二項第一号又は第三号に該当するものであること。

六 当該森林経営計画に第三項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

七 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。

6 省 略

(森林経営計画の変更)

第十二条 省 略

2 省 略

3 前二項の規定による認定の請求については、前条第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該森林経営計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林経営計画の内容」と、「当該森林経営計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。

(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等)

第十七条 第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の規定又はこれらの規定に基づく農林水産省令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第十一条第一項の規定による認定の請求をした者又は認定森林所有者等が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

2・3 省 略

(数市町村にわたる事項の処理等)

第十九条 森林経営計画の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

一 当該森林経営計画の対象とする森林の全部が一の都道府県の区域内にある場合 当該都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 農林水産大臣

2 農林水産大臣は、前項の規定により同項の事項を処理する場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事から当該森林の所在地の属する市町村に係る市町村森林整備計画書の写しの送付を受けるものとする。

3 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第五項の規定による認定(第十二条第三項において読み替えて準

用する第十一条第五項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）又は第十三条の規定による通知をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第五項の規定による認定又は第十六条の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長にその旨を通知しなければならない。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（区域区分）

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

- 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
 - イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
 - ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
 - ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域
 - 二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの
- 2・3 省 略

○木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）による改正後）（抄）

（森林経営計画の変更の特例）

第十条 省 略

- 2 前項の規定による森林経営計画の変更の認定の請求については、森林法第十二条第三項中「前二項」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十条第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 省 略

○森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）（森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）による改正後）（抄）

(定義)

第二条 省 略

2 この法律において「森林の保健機能の増進」とは、次に掲げる事項の一体的な推進により、森林の有する保健機能が向上することをいう。

一 省 略

二 森林の有する保健機能を高度に発揮させるための公衆の利用に供する施設で政令で定めるもの（その設置によって森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるものに限る。以下「森林保健施設」という。）の整備

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（株式移転計画）

第七百七十三条 一又は二以上の株式会社が株式移転をする場合には、株式移転計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式移転により設立する株式会社（以下この編において「株式移転設立完全親会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 十 省 略

2 4 省 略

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）（抄）

（移転の補償等）

第九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れ入れることができる。

3 省 略

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2～6 省 略

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

（登録）

第十条の十四 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分制限並びに第十条の

十六第一項の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公共施設等運営権登録簿に登録する。

2～6 省 略

○塩事業法（平成八年法律第三十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物をいう。ただし、チリ硝石、カイニット、シルビニットその他財務省令で定める鉱物を除く。

2 この法律において「塩製造業者」とは、第五条第一項の登録を受けて塩の製造（再製（塩の利用価値を高めるため塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて、再び塩を製造することをいう。以下同じ。）及び加工（塩の利用価値を高めるため溶解以外の方法により塩の形状を変え、又は塩の不純物を除去し、若しくは塩を変質させることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を業として行う者をいう。

3・4 省 略

○関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（特定用途免税）

第十五条 省 略

2 前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供され、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者

から、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、変質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

(外交官用貨物等の免税)

第十六条 省 略

2 前項の規定により関税の免除を受けた貨物のうち政令で指定するものがその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供された場合（政令で定めるやむを得ない事由に因り同項に規定する用途以外の用途に供された場合を除く。）においては、その供させた者から、同項の規定により免除を受けた関税を直ちに徴収する。但し、使用に因る減もうその他の事由に因り価値の減少があつた場合においては、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

(再輸出免税)

第十七条 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定により関税の免除を受けた貨物が同項の期間内に輸出されないこととなつた場合又は同項各号に掲げる用途以外の用途に供された場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。

5 省 略

別表 関税率表

番 号	品 名	税 率
	第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	
注		
1	この類には、次の物品を含まない。	
(a)	化学的に単一の有機化合物（第二七・一一項の純粋なメタン及びプロパンを除く。）	
(b)	第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品	
(c)	第三三・〇一、第三三・〇二、第三八・〇五の混合不飽和炭化水素	
2	第二七・一〇項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。	
	ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において一、〇一三ミリバールに換算したときの温度三〇〇度における留出容量が全容量の六〇％未満の液状の合成ポリオレフィンを含まない（第三九類参照）。	
3	第二七・一〇項において「廃油」とは、この類の注2に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で、水と混合してあるかないかを問わないものとし、次の物品を含む。	
(a)	一次製品として再利用できない油（例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油）	
(b)	石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤（例えば、化学品）を含有するもの	
(c)	水に乳化又は水と混合している状態の油（例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油及び使用済みの切削油）	

号注

1 3 省略

4 第二七二一〇・一二号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 八六の方法による温度二一〇度における減失量加算留出容量が全容量の九〇%以上のものをいう。

5 第二七二一〇項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

備考

1 第二七二一〇・一二号、第二七二一〇・一九号及び第二七二一〇・二〇号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九〇%留出温度が二〇〇度以下の石油及び歴青油をいう。

(b) 「灯油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九五%留出温度が三二〇度以下の石油及び歴青油 (a) のものを除く。をいう。

(c) 「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九〇%留出温度が三五〇度以下で、かつ、温度一五度における比重が〇・八七五以下以下の石油及び歴青油 (a) 又は (b) のもの及び温度一五度における比重が〇・八三以上で政令で定める試験方法による一〇%残留炭素分の当該残留油に対する重量割合が〇・二%以上のものを除く。をいう。

(d) 「重油」とは、引火点が温度一三〇度以下（蒸留残留油にあつては、引火点が温度一三〇度を超えるものを含む。）の石油又は歴青油で、一般に燃料として使用するもの (a) から (c) までのものを除く。をいう。

(e) 「潤滑油」とは、引火点が温度一三〇度を超える石油及び歴青油のうち、アスファルテンの含有量が水分を除いた全重量の一%以下のもの (f) (ii) のものを除く。をいう。

(f) 「粗油」とは、次のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油（蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離することを行い、(ii) のものにあつては、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。）の原料として使用するもの (a) から (e) までのものを除く。をいう。

(i) 原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と称するもの

(ii) 特定の種類の石油又は歴青油と異種の石油又は歴青油（原油を除く。）との混合物

(iii) 含ろう留出油で流動点が温度二五度を超えるもの

(iv) 潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）

二七・一〇 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油
石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全

二七二〇・一二

重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 揮発油

A 低重合度の混合アルキレン

(a) トリプロピレン

(b) その他のもの

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）

C その他のもの

(二) 灯油

A 低重合度の混合アルキレン

B その他のもの

(三) 軽油

二 その他のもの

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 灯油

A 低重合度の混合アルキレン

B その他のもの

(二) 軽油

(三) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(a) 製油の原料として使用するもの（関税法第五六条第一項に規定する保税

二・六% 無税
五%

一キロリットル
につき九三四円

一キロリットル
につき三四六円
三%
一キロリットル
につき七五〇円
三・九%

一キロリットル
につき三四六円
三%
一キロリットル
につき七五〇円

無税

作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。
 。以下この号及び第二七二〇・二〇号において同じ。)

- (b) その他のもの
- B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの
- (a) 製油の原料として使用するもの
- (b) その他のもの

(四) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）

- A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの
- B その他のもの

(五) その他のもの

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）

- 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）
- (一) 揮発油
- A 低重合度の混合アルキレン
- (a) トリプロピレン
- (b) その他のもの

- B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）
- C その他のもの

(二) 灯油

- A 低重合度の混合アルキレン

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ
ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト
ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に
つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ
き	き	き	き	き	き	き	き	き	き
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
税	税	税	税	税	税	税	税	税	税
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
％	％	％	％	％	％	％	％	％	％

○内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「内航海運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

二 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項の漁船

2 この法律において「内航海運業」とは、内航海運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）又は内航海運送の用に供される船舶の貸渡し（期間備船を含み、主として港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業（同法第三十条の二第一項の運送をする事業を含む。）の用に供される船舶の貸渡しを除く。以下単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業をいう。

一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業

二 港湾運送事業法に規定する港湾運送事業

三 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

（登録及び届出）

第三条 総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

2 総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、事業開始の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

○海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 4 省 略

5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。

6 11 省 略

(一般旅客定期航路事業の許可)

第三条 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
2 省 略

○鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号) (抄)

(定義)

第二条 省 略

2 この法律において「第一種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、鉄道(軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道及び同法が準用される軌道に準ずべきものを除く。以下同じ。)による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第二種鉄道事業以外のものをいう。

3 この法律において「第二種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたものを含む。)以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。

4 省 略

(許可)

第三条 鉄道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 省 略

○航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) (抄)

(定義)

第二条 省 略

2 省 略

20 この法律において「国内定期航空運送事業」とは、本邦内の各地間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業をいう。

21 省 略

(許可)

第一百条 航空運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
2 省 略

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

（新規登録の申請）

第七条 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に對し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

- 一 車名及び型式
- 二 車台番号（車台の型式についての表示を含む。以下同じ。）
- 三 原動機の型式
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 使用の本拠の位置
- 六 取得の原因

26 省 略

（自動車の装置）

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 原動機及び動力伝達装置
- 二 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 三 操縦装置
- 四 制動装置
- 五 ばねその他の緩衝装置
- 六 燃料装置及び電気装置
- 七 車枠及び車体
- 八 連結装置
- 九 乗車装置及び物品積載装置
- 十 前面ガラスその他の窓ガラス
- 十一 消音器その他の騒音防止装置
- 十二 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 十三 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- 十四 警音器その他の警報装置
- 十五 方向指示器その他の指示装置

十六 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置

十七 速度計、走行距離計その他の計器

十八 消火器その他の防火装置

十九 内圧容器及びその附属装置

二十 その他政令で定める特に必要な自動車の装置

第六十条 国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については車両番号を指定しなければならない。

2 省 略

(自動車検査証の有効期間)

第六十一条 省 略

2 省 略

3 国土交通大臣は、前条第一項、第六十二条第二項（第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付し、又は返付する場合において、当該自動車が第一項又は前項の有効期間を経過しない前に保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、第一項又は前項の有効期間を短縮することができる。

4 省 略

(臨時検査)

第六十三条 国土交通大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は検査対象外軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

2 前項の公示に係る自動車（登録自動車並びに車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に限る。以下この条において同じ。）又は検査対象外軽自動車の使用者は、当該公示に係る同項の期間内に、当該自動車又は検査対象外軽自動車を提示して、国土交通大臣の行なう臨時検査を受けなければならない。ただし、同項の公示に係る自動車で当該公示に係る同項の期間の末日の前に有効期間が満了した自動車検査証の交付を受けているものについて臨時検査を受けるべき時期は、当該有効期間の満了後これを適用しようとする時とすることができる。

3 第五十九条第三項、前条第一項後段及び同条第二項の規定は、臨時検査について準用する。

4 第一項の公示に係る自動車で当該公示に係る同項の期間内に臨時検査を受けなかつたものに係る自動車検査証でその期間の末日に有効であるものは、その期間の経過後は、その効力を失う。この場合において、当該自動車の使用者は、すみやかに、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

5 国土交通大臣は、臨時検査の結果、当該検査対象外軽自動車が保安基準に適合すると認めるときは、その使用者に臨時検査合格標章を交付するものとする。

6 第一項の公示に係る検査対象外軽自動車は、当該公示に係る同項の期間に引き続き国土交通省令で定める期間内は、国土交通省令

で定めるところにより臨時検査合格標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。
7 第二項及び第四項の規定は、第一項の公示に係る自動車で当該公示のあつた日以後当該公示に係る同項の期間の末日までに新規検査又は構造等変更検査を受けたもの及びこれに係る自動車検査証については、適用しない。

(予備検査)

第七十一条 省 略

2・3 省 略

4 自動車予備検査証の交付を受けた自動車についてその使用の本拠の位置が定められたときは、その使用者は、国土交通大臣に当該自動車予備検査証を提出して、自動車検査証の交付を受けることができる。

5・9 省 略

○道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）

(定義)

第二条 省 略

2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。

3・8 省 略

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ 省 略

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

(許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 省 略

三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種類別（

一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下

同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

2・3 省 略

○貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）

（定義）

第二条 省 略
257 省 略

8 この法律において「第二種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項の自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）をいう。以下同じ。）による運送（貨物自動車運送事業者の行う運送に係る利用運送を含む。以下「貨物の集配」という。）とを一貫して行う事業をいう。

○エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）

（製造事業者等の判断の基準となるべき事項）

第七十八条 エネルギーを消費する機械器具のうち、自動車（前条に規定する性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であつて当該性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定機器」という。）については、経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この章及び第八十七条第十一項において同じ。）は、特定機器ごとに、当該性能の向上に関し製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 省 略

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者をいう。

二 省 略

七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。

八 二十八 省 略

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 4 省 略

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 5 省 略

○確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 この法律において「厚生年金適用事業所」とは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項の適用事業所及び同条第三項の認可を受けた適用事業所をいう。

3 4 省 略

○破産法（平成十六年法律第七十五号）（租税特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（免責許可の決定の効力等）

第二百五十三条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

- 一 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）
- 二 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
- 三 破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権（前号に掲げる請求権を除く。）
- 四 次に掲げる義務に係る請求権
 - イ 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
 - ロ 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
 - ハ 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務
 - ニ 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務
 - ホ イからニまでに掲げる義務に類する義務であつて、契約に基づくもの
 - 五 雇用関係に基づいて生じた使用人の請求権及び使用人の預り金の返還請求権
 - 六 破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかつた請求権（当該破産者について破産手続開始の決定があつたことを知つていた者の有する請求権を除く。）
 - 七 罰金等の請求権
- 2 4 省 略

○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（租税特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（再生債権の免責）

第七十八条 再生計画認可の決定が確定したときは、再生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、再生債務者は、すべての再生債権について、その責任を免れる。ただし、再生手続開始前の罰金等については、この限りでない。

2 省 略

（届出再生債権者等の権利の変更）

第七十九条 再生計画認可の決定が確定したときは、届出再生債権者及び第一百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を有する再生債権者の権利は、再生計画の定めに従い、変更される。

2・3 省 略

（再生計画の効力等の特則）

第二百十五条 簡易再生の決定があつた場合において、再生計画認可の決定が確定したときは、すべての再生債権者の権利（約定劣後再生債権の届出がない場合における約定劣後再生債権及び再生手続開始前の罰金等を除く。）は、第一百五十六条の一般的基準に従い、変更される。

2 4 省 略

(同意再生の決定が確定した場合の効力)

第二百十九条 省 略

2 第二百七十三条、第二百三十三条第五項及び第二百五十五条の規定は、同意再生の決定が確定した場合について準用する。

(再生計画の効力等)

第二百三十二条 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定したときは、第八十七条第一項第一号から第三号までに掲げる債権は、それぞれ当該各号に定める金額の再生債権に変更される。

2 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定したときは、すべての再生債権者の権利(第八十七条第一項第一号から第三号までに掲げる債権については前項の規定により変更された後の権利とし、第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権及び再生手続開始前の罰金等を除く。)は、第五十六条の一般的基準に従い、変更される。

3 8 省 略

(計画遂行が極めて困難となった場合の免責)

第二百三十五条 省 略

2 5 省 略

6 免責の決定が確定した場合には、再生債務者は、履行した部分を除き、再生債権者に対する債務(第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権及び再生手続開始前の罰金等を除く。)の全部についてその責任を免れる。

7 9 省 略

(小規模個人再生の規定の準用)

第二百四十四条 第二百二十一条第三項から第五項まで、第二百二十二条から第二百二十九条まで、第二百三十二条から第二百三十五条まで及び第二百三十七条第二項の規定は、給与所得者等再生について準用する。

○会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)(租税特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後)(抄)

(更生債権等の免責等)

第二百四十四条 更生計画認可の決定があったときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、株主の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅する。

一 更生計画の定め又はこの法律の規定によって認められた権利

二 更生手続開始後に更生会社の取締役等(取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役、清算人又は代表清算人をいう。)又は使用人であった者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三 第四百二十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権

四 租税等の請求権(共助対象外国租税の請求権を除く。)のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその

還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権で届出のないもの

2・3 省 略

（届出をした更生債権者等の権利の変更）

第二百五条 更生計画認可の決定があったときは、届出をした更生債権者等及び株主の権利は、更生計画の定めに従い、変更される。

2・5 省 略

○金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（租税特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（更生債権等の免責等）

第二百五条 更生計画認可の決定があったときは、次に掲げる権利を除き、更生協同組織金融機関は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、組合員等の権利及び更生協同組織金融機関の財産を目的とする担保権は全て消滅する。

一 更生計画の定め又はこの章の規定によって認められた権利

二 更生手続開始後に更生協同組織金融機関の理事等（理事、監事、代表理事、清算人又は代表清算人をいう。）又は使用人であった者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三 第八十四条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権

四 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権で届出のないもの

2・3 省 略

（届出をした更生債権者等の権利の変更等）

第二百二十六条 会社更生法第二百五条から第二百八条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第四項中「第百五十一条から第百五十三条までの規定」とあるのは「第百五十一条の規定」と、同法第二百六条第二項中「第二百三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社」とあるのは「更生特例法第二百二十四条第一項第四号に掲げる転換後協同組織金融機関及び転換後銀行、同項第五号に規定する新協同組織金融機関、同項第六号に規定する新株式会社」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第二百七条中「第百六十九条第一項」とあるの

は「更生特例法第九十三条第三項において準用する第六十九条第一項」と、同法第二百八条中「第五十条第一項」とあるのは「更生特例法第三十六条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続」と、「第五十条第五項」とあるのは「更生特例法第三十六条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。

(更生債権等の免責等)

第二百九十五条 更生計画認可の決定があったときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、社員の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅する。

一 更生計画の定め又はこの章の規定によって認められた権利

二 更生手続開始後に更生会社の取締役等(取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役、清算人又は代表清算人をいう。)又は使用人であった者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三 第二百五十一条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権

四 租税等の請求権(共助対象外国租税の請求権を除く。)のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法第十四条第一項(地方税法において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権で届出のないもの

2. 3 省 略

(届出をした更生債権者等の権利の変更等)

第二百九十六条 会社更生法第二百五条第一項、第二項及び第五項並びに第二百六条から第二百八条までの規定は、相互会社の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第二項中「更生債権者等」とあるのは「更生債権者又は社員」と、同項及び同法第二百六条第二項中「更生債権等」とあるのは「更生債権等又は社員権」と、同項中「第二百三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社」とあるのは「更生特例法第二百九十四条第一項第四号及び第五号に掲げる株式会社、同項第六号に規定する新相互会社」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第二百七条中「第六百六十九条第一項」とあるのは「更生特例法第二百六十条第三項において準用する第六百六十九条第一項」と、同法第二百八条中「第五十条第一項」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第八十四条において準用する第二十四条第一項第二号」と、「第五十条第五項」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。

○会社法(平成十七年法律第八十六号)(租税特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後)(抄)

(協定の効力範囲)

第五百七十一条 省 略

2 省 略

3 協定の認可の決定が確定したときは、協定債権者の権利は、協定の定めに従い、変更される。

4 省 略

○投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（租税特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

第六百六十四条 省 略

2・3 省 略

4 会社法第五百十二条から第五百十八条の二まで、第二編第九章第二節第二款から第十款まで（第五百二十二条第三項及び第五百三十六条第三項を除く。）、第七編第二章第四節並びに第三章第一節（第八百六十八条第二項から第八百七十条から第八百七十四条までを除く。）及び第三節（第八百七十九条、第八百八十条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条第二項を除く。）並びに第九百三十八条（第六項を除く。）の規定は、清算投資法人の特別清算について準用する。この場合において、同法第五百二十一条中「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。」の議決権の百分の三（これを下回る割合を定めた場合においてはその割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定めた場合においてはその割合）前から引き続き有する株主若しくは発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定めた場合においてはその割合）以上の口数の投資口を六箇月（これを下回る期間を規約で定めた場合においてはその割合）前から引き続き有する株主」とあるのは「発行済投資口の百分の三（これを下回る期間を規約で定めた場合においてはその割合）以上の口数の投資口を六箇月（これを下回る期間を規約で定めた場合においてはその割合）前から引き続き有する株主」と、同法第五百二十三条及び第五百二十六条第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人」と、同法第五百二十四条中「清算人」とあるのは「清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百二十五条第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人は」と、「清算人代理」とあるのは「清算執行人代理」と、同法第五百三十条第一項中「清算人及び監査役並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人並びに一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社」と、同法第五百四十二条第一項中「設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三条第一項に規定する役員等又は清算人」とあるのは「設立時執行役員、設立時監督役員、投資法人法第十五条の六第一項に規定する役員等、清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百六十二条中「第四百九十二条第一項に規定する清算人」とあるのは「清算執行人」と、「同項」とあるのは「投資法人法第五十五条第一項」と、同法第九百三十八条第一項中「本店（第三号に掲げる場合であって特別清算の結了により特別清算終結の決定がされたとき）にあっては、本店及び支店」とあるのは「本店」と、同条第二項第一号中「第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項」とあるのは「投資法人法第五十三条第二項に

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）

（復興推進計画の認定）

第四条 その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（政令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの（以下この項及び第四十六条第一項において「特定被災区域」という。）である地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定地方公共団体に係る特定被災区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、復興推進事業の実施又はその実施の促進その他の復興に向けた取組による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進（以下この節において「復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進」という。）を図るための計画（以下「復興推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

258 省 略

9 内閣総理大臣は、申請があつた復興推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 復興特別区域基本方針に適合するものであること。

二 当該復興推進計画の実施が当該復興推進計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該復興推進計画の区域の活力の再生に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10 11 省 略

（認定復興推進計画の変更）

第六条 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 省 略

○福島復興再生特別措置法案（抄）

（定義）

第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 省 略

四 避難解除区域

原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項若しくは第五項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。）が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示（以下「避難指示」とい

う。)の対象となった区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。

イ 原子力災害対策特別措置法第二十七条の四第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

ロ 住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示

ハ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うことの指示

ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

五 省 略

第十六条 避難解除区域内において事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は法人(避難指示の対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。)が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。次条において「震災特例法」という。)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第十七条 個人事業者又は法人(避難指示の対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。)が、原子力災害の被災者である労働者を、避難解除区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該個人事業者又は法人に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第四十九条 福島において産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人に對する東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イ、第四条第九項第一号及び第四十条第一項の規定の適用については、同法第二条第三項第二号イ中「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業」とあるのは「雇用機会の確保に寄与する事業」と、同法第四条第九項第一号中「復興特別区域基本方針」とあるのは「復興特別区域基本方針(第二条第三項第二号イに係る部分を除く。)」と、同法第四十条第一項中「復興産業集積区域(その全部又は一部が、その全部又は一部の区域が同号イに規定する地域である市町村の区域に含まれるものに限る。)」とあるのは「復興産業集積区域」とする。

第五十条 福島において建築物の建築及び賃貸をする事業であつて産業集積の形成及び活性化に寄与するものを行う個人事業者又は法人に對する東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ及び第四条第九項第一号の規定の適用については、同法第二条第三項第二号ロ中「イに規定する地域において建築物の建築及び賃貸をする事業」とあるのは「建築物の建築及び賃貸をする事業」と、同法第四条第九項第一号中「復興特別区域基本方針」とあるのは「復興特別区域基本方針(第二条第三項第二号ロに係る部分を除く。)」とする。

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)(抄)

(買取決定)

第二十二條 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前に全ての関係金融機関等から買取申込み等があったときは、速やかに、それぞれの買取申込み等(第二十條第一項第一号に掲げる債権の買取りの申込み又は同項第二号に規定する信託の申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。)に対し、支援基準に従って、債権買取り等をするかどうかを決定しなければならぬ。この場合において、債権買取り等をする旨の決定(以下「買取決定」という。)をするときは、一括して行わなければならない。

2 省 略

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法との関係)

第五十九條 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五條第一項の事業再構築計画の認定、同法第七條第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九條第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一條第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九條の二第一項の中小企業承継事業再生計画の認定の申請を促すこと、被災地域において設置された認定支援機関であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの(以下「産業復興相談センター」という。)及び被災地域において設立された同法第四十七條に規定する特定投資事業有限責任組合であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの(以下「産業復興機構」という。)との連携を図ること等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなければならない。

2 省 略

○投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)(抄)

(委託者指図型投資信託の委託者及び受託者)

第三條 委託者指図型投資信託契約(以下この章において「投資信託契約」という。)は、一の金融商品取引業者(次の各号に掲げる投資信託契約にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者)を委託者とし、一の信託会社等(信託会社又は信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一條第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))をいう。次章、第二百二十三條の三第四項及び第二百四十九條を除き、以下同じ。)を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

一 投資の対象とする資産に不動産(建物又は宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二條第一号に規定する宅地をいう。次号、第六十六條第三項第一号イ及びロ、第九十九條第一号及び第二号並びに第二百二十四條の二において同じ。)

が含まれる投資信託契約 同法第三條第一項の免許を受けている金融商品取引業者

二 委託者指図型投資信託の信託財産(以下この章において「投資信託財産」という。)を主として不動産に対する投資として運

用することを目的とする投資信託契約 宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けている金融商品取引業者
三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める投資信託契約 政令で定める金融商品取引業者

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案による改正前）（抄）

（情報通信産業振興計画の作成等）

第二十八条 省 略

2 3 6 省 略

7 主務大臣は、情報通信産業振興計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 3 四 省 略

8 3 10 省 略

（特別自由貿易地域の指定）

第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、企業の立地が進んでいない地域（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当する地域に限る。）であつて、相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進することが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を特別自由貿易地域として指定することができる。

2 3 5 省 略

○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（抄）

（保税運送等の場合の免税）

第十一条 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項（保税運送）若しくは第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定による承認（同項ただし書の規定による警察官への届出を含む。）を受けて若しくは同法第六十三条の九第一項（郵便物の保税運送）の規定により税関長への届出をして保税地域その他これらの規定に規定する場所（酒類の製造場に該当する場所を除く。以下この項において「保税地域等」という。）から引き取る場合又は同法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送者が保税地域等から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

2 3 4 省 略

5 第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品（輸出の許可（関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸出の

許可をいう。第十五条の二において同じ。）を受けたものを除く。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に定める者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該物品を災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

一 第一項に規定する承認を受けた課税物品が関税法第六十三条第四項（同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定された期間内に運送先に到着しない場合 当該承認を受けた者

二 第一項に規定する特定保税運送者が関税法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送をした課税物品が同法第六十五条第二項（運送の期間の経過による関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しない場合 当該特定保税運送者

三 第一項に規定する税関長への届出をした課税物品が関税法第六十五条の二第一項（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しない場合 当該届出をした者

（船用品又は機用品の積込み等の場合の免税）

第十二条 関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定による承認を受けて外国貨物である課税物品を同項に規定する船用品又は機用品として船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

2 関税法第二十三条第一項の規定による承認を受けて外国貨物である原油等を同項に規定する船用品又は機用品として本邦の船舶又は航空機に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る石油石炭税を免除する。

3 省 略

4 第一項又は第二項に規定する承認を受けて引き取られた課税物品が、関税法第二十三条第四項の規定により指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込まれなかつたときは、税関長は、当該承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該船用品又は機用品を保税地域に入れた場合、災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

（免税等）

第十三条 省 略

2 省 略

3 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるものを保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税（消費税を除く。）を免除する。

一 関税率法第十四条第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げるもの

二 関税率法第十五条第一号第一号から第三号の二まで、第五号の二の口若しくはハ又は第九号に掲げるもの

三 関税率法第十六条第一号各号に掲げるもの

四 関税率法第十七条第一号第一号又は第四号から第十一号までに掲げるもの

4 省 略

5 関税率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項若しくは第五項の規定は、第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により免除を受けた内国消費税について準用する。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）（抄）

（石油石炭税法の特例）

第十条の三 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場から移出する石油石炭税法に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭で次に掲げるものについては、政令で定める手続により、石油石炭税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの

二 個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をするために消費するもの

2 第十条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた原油、ガス状炭化水素又は石炭で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。

（免税物品の譲渡禁止等）

第十一条 省 略

2 前項に規定する資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭が第七条第一項各号、第十条第一項各号、第十條の二第一項各号又は前条第一項各号に規定する用途以外の用途に供するために譲渡又は譲受けをされたときは、税務署長は、当該譲受けをした者（当該譲受けをした者が判明しない場合には、前項本文に規定する所持をした者）から当該資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭についての第七条第一項、第十条第一項、第十条の二第一項又は前条第一項の規定による免除に係る消費税額、揮発油税額及び地方揮発油税額、石油ガス税額又は石油石炭税額に相当する消費税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の納税地は、当該譲受けがあつた時（前項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の所在地とする。

3・4 省 略

○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）（抄）

（所得税法等の特例）

第三条 国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等、国際連合の軍隊又はその公認調達機関に対する所得税法、相続税法、消費税法、印紙税法、揮発油税法、地方揮発油税法、石油ガス税法又は石油石炭税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十一号）の規定を準用する。

2 前項において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第七号第一項第一号、第十号第一項第一号、第十号第二項第一号又は第十号第三項第一号（軍用品についての消費税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の免除）の規定により消費税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の免除を受けた資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭については、同法第十号第二項、第十号の二第二項又は第十号の三第二項（証明がない場合の揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の徴収）及び同法第十一号（免税物品等の譲渡禁止等及び違反した場合の罰則）の規定を準用する。

（関税法等の特例）

第四条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等の輸入に係る物品に対する関税法、関税率法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、地方揮発油税法、石油ガス税法、石油石炭税法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の適用及び国際連合の軍隊が所有している船舶若しくは航空機又は全部用船契約により用船している船舶若しくは借り上げている航空機で、国際連合の軍隊のために又はその管理の下に、公の目的をもって運航されているものに対する関税法、とん税法又は特別とん税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十二号）の規定を準用する。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十二号）（抄）

（内国消費税の免除）

第七条 前条の規定の適用を受ける物品については、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税並びに石油石炭税（以下「内国消費税」という。）を免除する。ただし、保税工場（関税法第六十一条の五第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）又は総合保税地域において製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた物品及び内国消費税の免除を受けて輸出された物品で、前条第二号に掲げる物品に該当するものは、この限りでない。

（関税及び内国消費税の徴収）

第八条 第六条の規定の適用を受けた同条第三号に掲げる物品で、税関長の指定した期間内に、合衆国軍隊に引き渡され、又は合衆国軍隊が使用する施設若しくは物品に附合、混和若しくは加工されたことについて、合衆国軍隊の権限ある官憲による証明がされないものについては、当該輸入物品を輸入した者から関税及び内国消費税を直ちに徴収する。但し、当該輸入物品が天災その他やむを得ない事由により滅失したことにつき税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

○昭和二十九年条約第六号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書）（昭和二十九年条約第六号）

（抄）

第六条

- 1 日本国政府は、次のものを許与するものとする。
 - a この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基いて日本国の領域に輸入され、又はそこから輸出される資材、需品又は装備に対してその輸入又は輸出の際に課せられる関税及び内国税の免除（別段の合意がある場合を除く。）
 - b 附属書Eに掲げる日本の租税が、この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基く資材、需品、装備及び役務の調達のための日本国におけるアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金に影響するときは、その租税の免除又はその払いもどし
- 2 関税の免除並びに附属書Eに掲げる日本の租税の免除及び払いもどしは、相互防衛のための資材、需品、装備及び役務に対するアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金で、1に定めるもの以外のものについても行われるものとする。これらの支出金は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に適合して支出されるもの及び改正後の千九百五十一年の相互安全保障法又はその後同法を補足し、修正し、若しくはこれに代るべき法律に基くアメリカ合衆国政府の対外援助計画に適合して支出されるものを含む。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和

二十九年法律第百二十二号）（抄）

（関税等を徴収する場合）

第二条 日本国政府、アメリカ合衆国政府及び日本国以外の国でアメリカ合衆国から相互防衛のための援助を受けている国の政府（以下「政府」と総称する。）以外の者が協定第六条の規定により関税、消費税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税（以下「関税等」という。）の免除を受けて資材、需品若しくは装備（以下「資材等」という。）を輸入し、又は製造場（石油ガスについては石油ガスの充てん場とし、原油、ガス状炭化水素又は石炭については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とする。以下同じ。）若しくは保税地域から移出し、若しくは引き取った場合において、当該資材等又はこれについて加工し、若しくはこ

れを原料として製造してできた製品で政府に引き渡すべきもの（以下「製品」という。）が、税関長又は税務署長の指定する期間内に、これらの物を受け取るべき政府に引き渡されたことについて政府の権限ある官憲による証明がされなるときは、その輸入又は移出若しくは引取りの際当該資材等について関税等の免除を受けた者から、直ちにその免除に係る関税等を徴収する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該資材等又は製品が天災その他やむを得ない事由により滅失したことにつき税関長又は税務署長の承認を受けた場合
- 二 当該資材等又は製品について第四条第一項本文又は第五条第三項本文の規定の適用があつた場合

2 省略